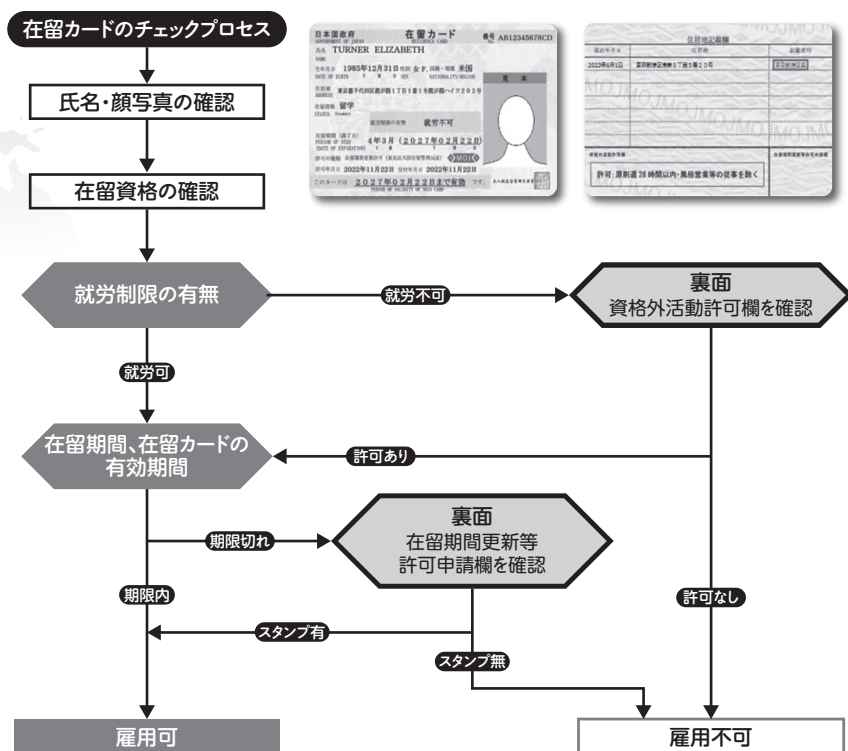


図表2 在留カードのチェック方法



資格によって活動範囲が定められています。特に就労制限の有無の欄に「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載されている場合は、自社での業務がその在留資格で認められているのか確認する必要があります。

たとえば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ外国

人を単純作業に従事させることはできません。在留資格で認められた範囲を超えた業務に従事させると、不法就労助長罪に問われる可能性があります。

② 資格外活動許可の確認

在留カード裏面の最下部には「資格外活動許可欄」があります。就労制限の有無の欄に「就労不

可」と書かれている場合は、こちらの欄も確認しましょう。

留学生や家族滞在の在留資格を持つ外国人は、資格外活動許可を得ることで週28時間以内の就労が可能になります。

ただし、風俗営業等への従事は禁止されています。

③ 労働条件の明示

外国人労働者に対しても、日本人と同様に労働条件を明確に示す必要があります。

母国語または理解できる言語で労働条件通知書を作成することが望ましいでしょう。

③ 必要な届出・手続きの流れ

外国人を雇用した際は、必ず「外国人雇用状況の届出」を行なう必要があります。

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者（在留資格「外交」「公用」および特別永住者を除く）

の雇入れおよび離職の際に、外国人雇用状況の届出が義務付けられています。

① 届出の方法

・雇用保険被保険者の場合

「雇用保険被保険者資格取得届」（様式第2号）または「雇用保険

被保険者資格喪失届」（様式第4号）を提出することで、外国人雇用状況の届出を行なったこととなります。

届出期限は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です（雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内）。

・雇用保険被保険者以外の場合

「外国人雇用状況届出書」（様式第3号）を提出してください。届出期限は、雇入れ、離職の場合共に翌月末日までです。

② オンラインでの届出

「外国人雇用状況届出書」（様式第3号）による届出はインターネット経由で可能です。オンライン申請は、メンテナンス中以外であればいつでも申請することができ、窓口に行く必要もないため便利です。

③ 届出を怠った場合の罰則

届出を怠ったり、虚偽の届出を行なった場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

不法就労助長罪とは別に罰則が設けられているため、必ず期限内に正確な届出を行なうよう留意してください。